

公共的団体の生涯学習施設利用について

1 公共的団体とは

公共的団体とは、「静岡市生涯学習施設条例第8条第2号に規定する公共的団体の利用の取扱いに関する要綱」により認定した団体をいいます。

厚生社会事業団体、教育文化スポーツ団体、地縁団体その他公益の実現を目的とする団体であり、国、静岡県又は静岡市（以下「国等」という。）の所管する事業に関する公益事業を行う団体として市長が認める必要があります。

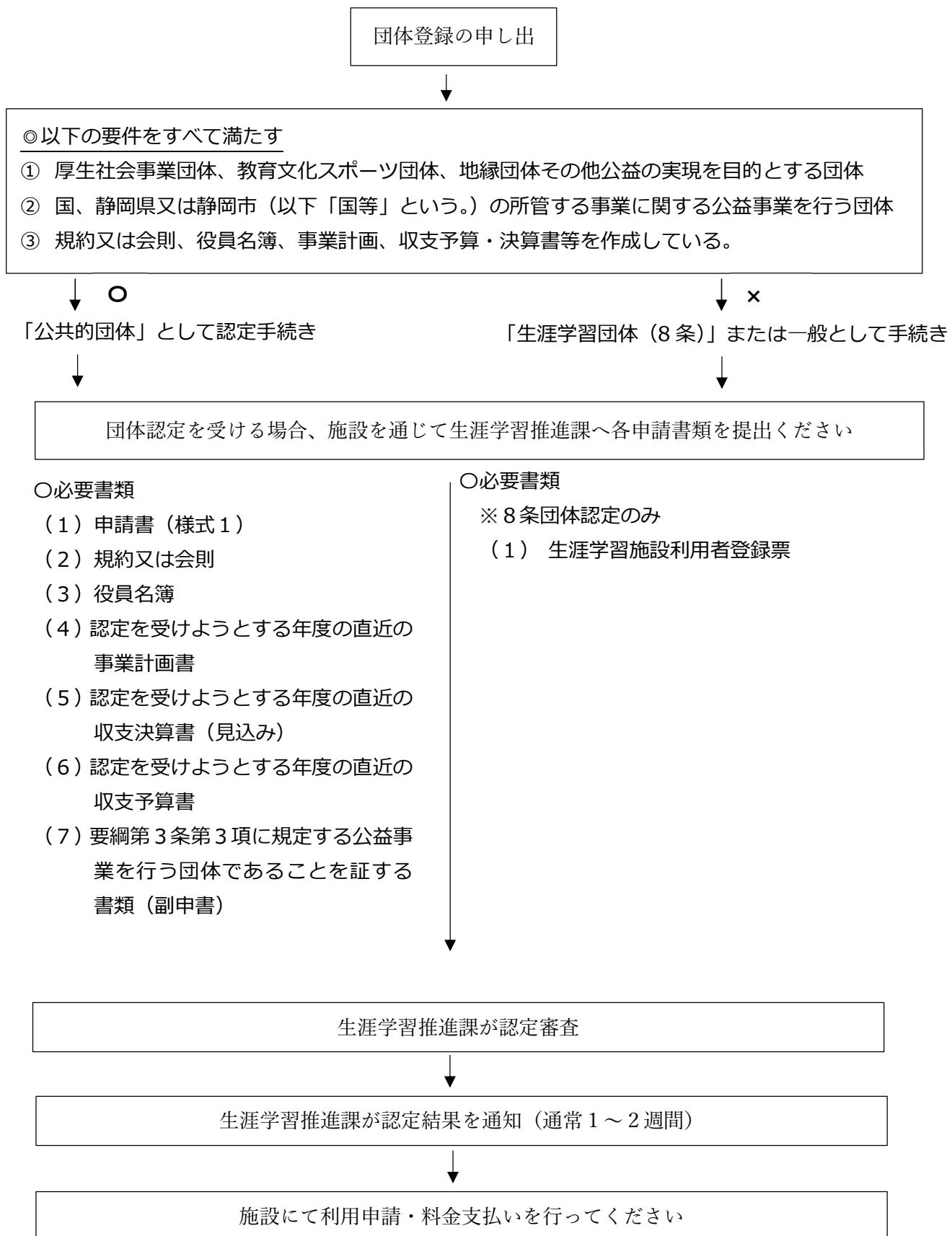
公共的団体は、「公共的な性格を有する団体」が、「公益事業を行う場合」に限り認定されます。

明らかに当てはまらない場合は、生涯学習団体若しくは一般団体として利用いただきます。

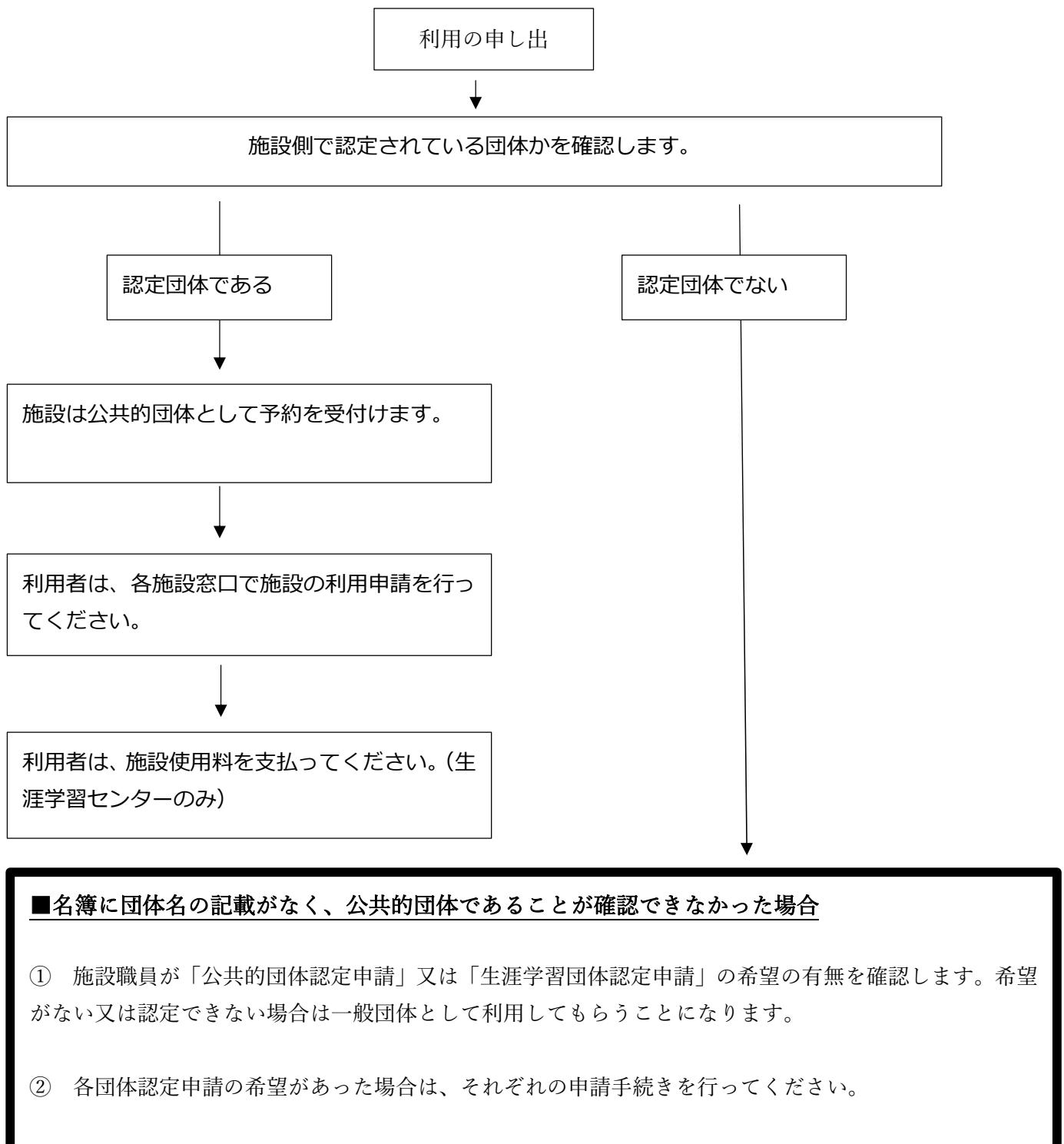
ご自身の団体区分がどうなるのか分からない場合は施設を通じてか、直接生涯学習推進課へ連絡してください。

2 公共的団体の施設利用

(1) 新たに団体登録をし、施設を利用したいとき



(2) 登録済の団体が、公共的団体として利用したいとき



※注意点※

(1) 認定団体を構成している下部団体等であっても、認定を受けていない団体名では利用はできません。

例：「〇〇協会」が親団体として認定を受けていても、「〇〇協会の構成団体」（＝子団体・孫団体）というだけでは、公共的団体としての利用はできません。今後は、以下の対応が必要となります。

- ① 単体で公共的団体としての要件を満たす場合
→公共的団体の申請を検討
- ② 親団体の公益活動を実施する場合
→親団体（〇〇協会）として利用する
- ③ 活動内容が公共的団体の要件を満たさない場合
→単独で一般や8条団体等の別の団体区分の申請をする。

(2) 代表者、住所、連絡先等の変更があった場合は、必ず変更届を提出してください。

(3) 公益事業でのみ公共的団体としての利用を可能としているため、公共的団体の活動目的に沿った活動であった場合のみ許可できます。そうでない場合は生涯学習団体若しくは一般での利用となります。

なお、団体の理事会や役員会議などは公益事業を行う団体の運営維持に係る活動として、公益事業に含めます。

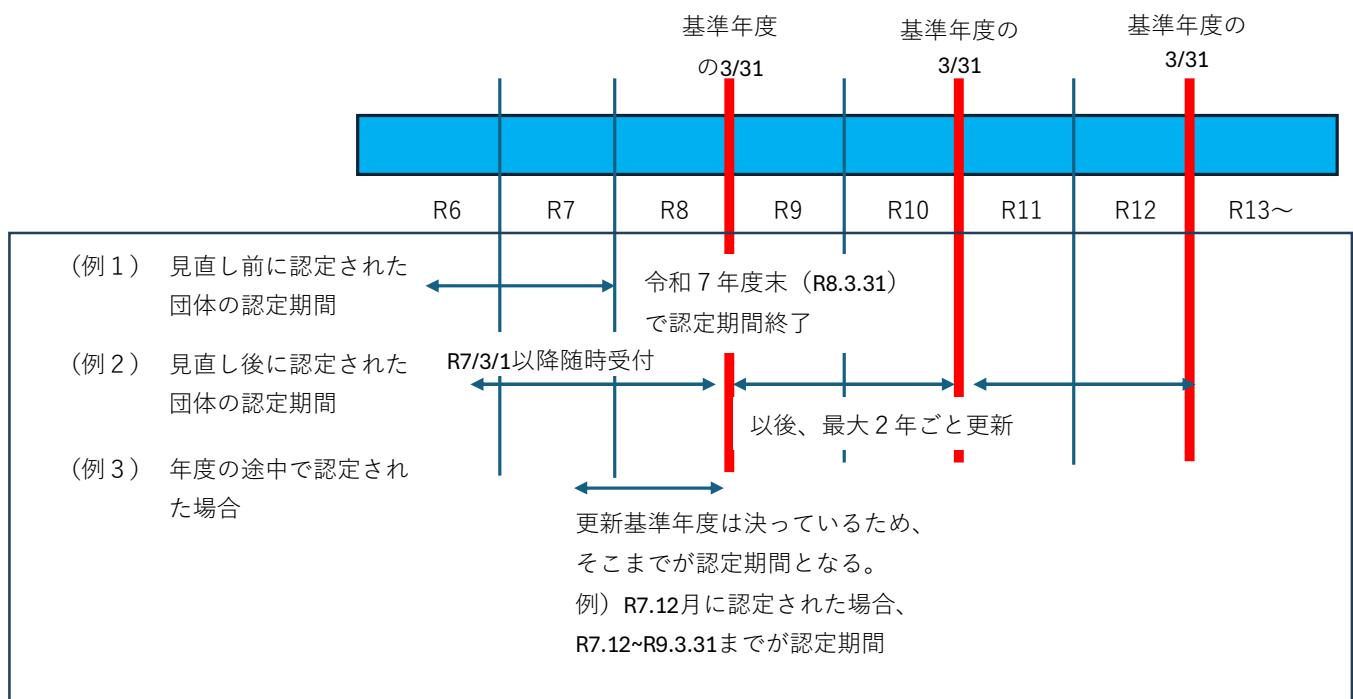
(4) 明らかに公益性のある団体で、施設の利用回数や頻度により、あらかじめ認定申請が不要な団体を設けています。ただし、申請がないため代表者・住所・連絡先等の変更が市の登録情報に反映なされないままとなってしまい、管理ができなくなります。お手数ですが、団体情報に変更があったら変更届を必ず提出するようお願いします。

3 公共的団体の更新について

公共的団体は、当該認定の日から次の基準年度の3月31日までが認定期間となります。基準年度とは、令和7年度から起算して2年度ごとの年度をいいます。

改正前の要綱で認定されている団体については、令和7年度末（令和8年3月31日）までが経過措置による認定期間となり、新たな認定を受ける必要があります。

この際、団体の活動内容等が公共的団体としての要件を満たさなければ公共的団体としての認定は受けられないため、他の団体区分を検討してください。



申請にかかる添付書類のうち、要綱第3条第3項に規定する公益事業を行う団体であることを証する書類（副申書）については、親組織、下部組織にかかわらず1団体につき1枚を要します。